

島根原子力発電所2号機における燃料支持金具の仕様相違に伴う LCO 逸脱に係る 立入調査結果

令和8年5月1日
鳥取県危機管理部原子力安全対策課

- 1 日時 令和8年4月30日（木）午後1時55分～3時25分
- 2 確認者 鳥取県職員2名（同行：米子市職員1名、境港市職員2名）
- 3 対応者 中国電力株式会社島根原子力発電所技術部長、島根原子力本部広報部長ほか
- 4 内容

（1）背景・事象概要

4月30日（木）午前10時、中国電力は、島根原子力発電所2号機（定期事業者検査中）について第18回運転サイクル期間中、最小限界出力比（MCPR）が制限値（1.25以上）を下回った状態で運転していた期間があり、一時的に原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態であったと判断。

併せて、同運転サイクル期間中に最小限界出力比が制限値を満足する状態に復帰していたことが確認できたことから、運転上の制限を満足していない状態から復帰しているものと判断した。

（2）確認概要

鳥取県は、安全協定に基づく立入調査を実施し（米子市、境港市も同行）、中国電力から発生の経緯や今後の対応等について聞き取りを行った。

（3）確認結果

① 環境への影響等

- ・プラントへの影響なし
- ・汚染・被ばくなし
- ・周辺環境への影響なし
- ・負傷者なし

② 発生の経緯

- ・40年超運転に必要な特別点検に向けたデータ採取に係る準備作業を行っていたところ、原子炉内に設置されている燃料支持金具の1つにおいて、当該燃料支持金具に設けられた通水穴の寸法が設計上の仕様と異なることが判明。
- ・通水穴を通る冷却水の影響を評価したところ、直近の第18回運転サイクル（令和7年1月10日～令和8年2月9日）において、最小限界出力比が運転上の制限値を下回った期間があった。（評価期間：令和6年12月9日～令和8年2月8日）
- ・仕様の異なる燃料支持金具は、第5回定期検査（1995年）において交換したもの。他のサイクルにおける影響や仕様の異なる燃料支持金具が取り付けられた経緯について引き続き調査していく。

③ 県の対応

中国電力に対し、以下について口頭で申し入れた。

- ・徹底した原因究明を行い、実効性のある再発防止に取り組むとともに、周辺地域の住民に対して丁寧に分かりやすく説明を行うこと。
- ・協力会社にも水平展開し、協力会社と一体となった調達管理、作業管理や品質管理等に万全を期すこと。
- ・専門家への確認や今回の立入調査に係る確認事項に対しては、真摯に対応すること。

5 今後の対応

今後、中国電力から示される事象による影響、発生原因及び再発防止対策について確認する。